

電子記録媒体破壊処理及び機器等回収業務委託に係る仕様書

1 対象機器

別紙 機器明細一覧表(以下「一覧表」という。)のとおり

2 業務明細

下記(1)及び(2)について、それぞれ見積書を提出すること。

なお、(1)の業務については「委託契約」、(2)の業務については「売買契約」を締結する。

(1) 電子記録媒体破壊処理及び機器等回収業務

<搬出について>

ア 集積場所から機器を搬出する際は、機器の紛失、盗難及びデータ漏洩等に十分配慮した運搬を行うこと。

<検品について>

ア 庁舎から搬出した機器は、速やかに受注者が用意する施設(兵庫県又は隣接する2府2県に所在する施設)に搬入し、検品作業を行うこと。

イ 検品は市が提供する一覧表に基づき行い、欠損及び追加等が判明した場合は、その旨同一覧表に記載して提出すること。

<データ消去について>

ア データ消去作業は、機器の搬出後に行い、作業完了まで施錠可能な部屋等で管理、保管すること。

イ 搬出後の機器及びデータの管理については受注者の責によるものとする。

ウ データ消去の対象は、電子記録媒体を内蔵する対象機器全てとする。

エ 電子記録媒体内蔵機器(パソコン、サーバ、USBメモリ等)についてはデータの漏洩防止のため、次のいずれかの方法によりデータ消去を行い、物理破壊によりデータの読み取りを不可能にすること。

(ア) ウェアレベリングを考慮した「SECURE ERASE等」により全メモリセルへの上書きを1回以上行う方法

(イ) 暗号化消去(Cryptographic Erase)により暗号鍵を復元不能な状態に消去する方法。

オ 使用するデータ消去ソフトについては、上記作業が行えるものであれば、種類は問わない。

カ ネットワーク機器(L2スイッチ、UTM、ルータ、ハブ等)については、電子記録媒体を内蔵しない場合であっても、設定情報の漏洩を防

止するため、工場出荷時の状態に初期化（設定情報・ログ情報の消去）を行うこと。なお、内蔵ストレージ等の電子記録媒体を有する機器については、上記エに準じてデータ消去を行うこと。また、ネットワーク機器については、初期化作業を実施した旨及び本体情報（メーカー・型番、シリアルナンバーが鮮明に分かる画像データ）を貼り付けたデータ消去証明書を提出すること。また、消去証明書とは別に、画像データを単体でも提出すること。

キ データ消去業務完了後に、本体情報（メーカー・型番、シリアルナンバー）、パソコン管理番号及びHDD・SSD情報（メーカー・シリアルナンバーが鮮明に分かる画像データ）を貼り付けたデータ消去証明書を提出すること。また、消去証明書とは別に、画像データを単体でも提出すること。

ク 機器搬入やデータ消去作業について、市職員による現地立ち会いのもと作業確認を行うものとする。なお、日程等については、契約後協議の上、決定するものとする。

<その他>

ア 機器に貼ってある本市の管理ラベル等については、全て剥がし、処分すること。

(2) 情報機器買取

ア 一覧表にある機器について、買取金額の見積りを行うものとし、買取額の総計金額を明記すること。

3 契約業者の決定方法

電子記録媒体破壊処理及び機器等回収業務の応札価格が予定価格の範囲内であり、かつ、電子記録媒体破壊処理及び機器等回収業務から情報機器買取費の見積額を差し引きして、当市にとって最も有益な見積書を提示した者とする。また、落札価格の判断は、応札価格の税抜金額から情報機器買取価格の税抜金額を差し引いた額により行うものとする。

4 対象機器の搬出場所

建物	住所	フロア	備考
たつの市役所	兵庫県たつの市龍野町富永 1005番地1	・本館2階倉庫 ・新館3階電算室	エレベータ有り

5 回収日

回収日は、平日の業務時間（午前8時30分から午後5時15分）内で、

契約締結後に協議の上、決定する。

6 履行期間

契約締結日から令和 8 年 11 月 30 日（月）まで

7 その他

契約書・仕様書に定めのない疑義が生じた場合、本市と受注者は、速やかに協議して定めるものとする。